

## 特定医療費（指定難病）受給者（申請者）の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、外出自粛等による感染抑制が求められているなか、診断書の取得等のみを目的とした受診を回避するため、支給認定の有効期間を延長します。

### 1 特定医療費（指定難病）受給者証の有効期間が自動で1年延長されます！

現在お持ちの「特定医療費（指定難病）受給者証」の有効期間は、令和2年12月31日ですが1年間延長し、令和3年12月31日までとなります。

この有効期間延長に伴う手続きは必要ありません。

また、期間延長後の有効期間を記載した受給者証はお送りしません。（お持ちの受給者証を、そのままお使いください。）

※有効期間の延長については、関係機関を通じて難病指定医療機関へお知らせしますが、病院や薬局などで尋ねられた場合は、このお知らせを提示するか、末尾記載の問い合わせ先に確認するようお願いください。

### 2 受給者証の記載内容などに変更があった場合は、手続きが必要です！

○次の事項に変更があった場合は、必ず手続きが必要です。

- (1) 受給者の氏名、性別、住所、生年月日、連絡先（電話番号）
- (2) 加入保険（〇〇健康保険組合、△△国民健康保険組合、後期高齢者医療保険者証など）の種類、被保険者証の保険者番号・記号・番号
- (3) 疾病（追加、変更）
- (4) 自己負担上限額の特例〔高額難病治療継続者（高額かつ長期）、人工呼吸器の装着、体外式補助人工心臓の装着〕
- (5) 月額自己負担上限額（階層区分）  
例：社会保険の被保険者の変更、支給認定基準世帯員（受給者と同じ医療保険に加入している方）の変更、課税額の変更（新年度の市町村民税課税証明書が発行され、月額自己負担上限額の変更を希望する場合）、生活保護の認定・廃止
- (6) 支給認定基準世帯員のうち、指定難病または小児慢性特定疾病の受給者証を受けている方（追加・変更・削除）

★受給者証の送付先〔申請者の氏名、住所、連絡先（電話番号）〕に変更があった場合も、手続きが必要です。

○変更手続きの窓口は、お住まいを所管する保健所、保健センターです。

※変更の手続きをされる場合は、あらかじめ保健所・保健センターにご連絡のうえ、外出自粛要請等を踏まえ、可能な限り、垂送等による手続きをお願いします。

### 3 受給者の方が他府県、大阪市及び堺市に転居されたとき

受給者の方が、大阪府以外の都道府県、大阪府内でも大阪市、堺市に転居した場合は、転居先の住所地を管轄する保健所、保健センターでの交付申請が必要です。

## 4 その他

### (1) 受診医療機関について

受診される医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーションなど）によっては、医療機関等の指定期間が令和2年12月31日で終了することがあります。受診時に、医療機関等が指定の更新を行っているか必ず確認してください。

### (2) 「このお知らせ」に関する問い合わせ先

大阪府 健康医療部 保健医療室 地域保健課 難病認定グループ

電話：06-6941-0351（代表） FAX：06-6941-6606

〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目1-22

### (3) 受給者証の変更に関する問い合わせ先

（住所地を所管する保健所・保健センターへ、まずはお電話を！）

#### ○大阪府の保健所

保健所名称	所在地	電話/FAX	所管区域
池田保健所	〒563-0041 池田市満寿美町 3-19	電話 072-751-2990 FAX072-751-3234	池田市、箕面市、豊能町、能勢町
茨木保健所	〒567-8585 茨木市大住町 8-11	電話 072-624-4668 FAX072-623-6856	茨木市、摂津市、島本町
守口保健所	〒570-0083 守口市京阪本通 2-5-5 (守口市庁舎 8 階)	電話 06-6993-3132 FAX06-6993-3136	守口市、門真市
四條畷保健所	〒575-0034 四條畷市江瀬美町 1-16	電話 072-878-1021 FAX072-876-4484	大東市、四條畷市、交野市
藤井寺保健所	〒583-0024 藤井寺市藤井寺 1-8-36	電話 072-955-4181 FAX072-939-6479	松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市
富田林保健所	〒584-0031 富田林市寿町 3-1-35	電話 0721-23-2684 FAX0721-24-7940	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
和泉保健所	〒594-0071 和泉市府中町 6-12-3	電話 0725-41-1342 FAX0725-43-9136	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町
岸和田保健所	〒596-0076 岸和田市野田町 3-13-1	電話 072-422-6071 FAX072-422-7501	岸和田市、貝塚市
泉佐野保健所	〒598-0001 泉佐野市上瓦屋 583-1	電話 072-462-7703 FAX072-462-5426	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町

○大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市にお住まいの方は、各々の市の保健所にお問合せ下さい。

保健所名称	所在地	電話/FAX
大阪市保健所	〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町 1-2-7-1000 あべのメディックス 10F	電話 06-6647-0641 FAX06-6647-0803
堺市保健所	〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1（市役所内）	電話 072-222-9933 FAX072-222-9876
東大阪市保健所	〒578-0941 東大阪市岩田町 4-3-22-300	電話 072-960-3802 FAX072-960-3809
高槻市保健所	〒569-0052 高槻市城東町 5-7	電話 072-661-9332 FAX072-661-1800
豊中市保健所	〒561-0881 豊中市中桜塚 4-11-1	電話 06-6152-7402 FAX06-6152-7328
枚方市保健所	〒573-0027 枚方市大垣内町 2-2-2	電話 072-807-7625 FAX072-845-0685
八尾市保健所	〒581-0006 八尾市清水町 1-2-5	電話 072-994-6644 FAX072-922-4965
寝屋川市保健所すこやかステーション	〒572-0036 寝屋川市池田西町 28-22（保健福祉センター 1 階）	電話 072-812-2361 FAX072-812-2116
吹田市保健所	〒564-0072 吹田市出口町 19-3	電話 06-6339-2227 FAX06-6339-2058

【裏面もご覧ください。】